

関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

平成 年 月 日				輸入者符号				
申請先	税関別一括	☐ 東京 ☐ 横浜 ☐ 神戸 ☐ 大阪 ☐ 名古屋 ☐ 門司 ☐ 長崎 ☐ 函館 ☐ 沖縄地区 税関官署の長 殿						
	☐ 東京	☐ 前橋	☐ 東京航空貨物	☐ 成田航空貨物	☐ 東京外郵	☐ 大井	☐ 羽田	☐ 立川
	☐ 横浜	☐ 酒田	☐ 山形	☐ 新潟	☐ 東港	☐ 新潟空港	☐ 柏崎	☐ 直江津
		☐ 宇都宮	☐ 大黒埠頭	☐ 本牧埠頭	☐ 川崎外郵	☐ 仙台塩釜	☐ 石巻	☐ 気仙沼
		☐ 相馬	☐ 福島空港	☐ 鹿島	☐ 日立	☐ つくば	☐ 千葉	☐ 船橋市川
	☐ 神戸	☐ 川崎	☐ 東扇島	☐ 横須賀	☐ 三崎			☐ 木更津
		☐ 六甲アイランド	☐ ポートアイランド	☐ 姫路	☐ 東播磨	☐ 尼崎	☐ 境	☐ 浜田
		☐ 岡山空港	☐ 片上	☐ 広島	☐ 広島空港	☐ 呉	☐ 福山	☐ 因島
		☐ 坂出	☐ 高松	☐ 詫間	☐ 松山	☐ 宇和島	☐ 今治	☐ 新居浜
	☐ 大阪	☐ 須崎	☐ 高松空港					☐ 水島
	☐ 南港	☐ 大阪外郵	☐ 伏木	☐ 富山	☐ 富山空港	☐ 金沢	☐ 七尾	
	☐ 福井	☐ 京都	☐ 滋賀	☐ 舞鶴	☐ 宮津	☐ 堺	☐ 岸和田	
☐ 名古屋	☐ 下津	☐ 新宮					☐ 小松空港	
	☐ 諏訪	☐ 中部外郵	☐ 南部	☐ 西部	☐ 清水	☐ 興津	☐ 浜松	
	☐ 焼津	☐ 御前崎	☐ 静岡空港	☐ 豊橋	☐ 衣浦	☐ 蒲郡	☐ 沼津	
☐ 門司	☐ 尾鷲						☐ 田子の浦	
	☐ 田野浦	☐ 福岡外郵	☐ 苅田	☐ 下関	☐ 萩	☐ 宇部	☐ 岩国	
	☐ 平生	☐ 戸畑	☐ 若松	☐ 博多	☐ 福岡空港	☐ 伊万里	☐ 唐津	
☐ 長崎	☐ 佐伯	☐ 津久見	☐ 大分空港	☐ 細島	☐ 宮崎空港	☐ 油津	☐ 徳山	
	☐ 長崎空港	☐ 三池	☐ 久留米	☐ 佐世保	☐ 八代	☐ 熊本	☐ 厳原	
☐ 函館	☐ 鹿児島	☐ 枕崎	☐ 川内	☐ 鹿児島空港	☐ 志布志		☐ 水俣	
	☐ 札幌	☐ 留萌	☐ 旭川空港	☐ 小樽	☐ 石狩	☐ 室蘭	☐ 三角	
	☐ 十勝	☐ 苫小牧	☐ 稚内	☐ 根室	☐ 千歳	☐ 青森	☐ 釧路	
☐ 沖縄地区	☐ 大船渡	☐ 釜石	☐ 秋田船川	☐ 秋田空港			☐ 網走	
	☐ 那覇外郵	☐ 鏡水	☐ 那覇空港	☐ 石垣	☐ 与那国	☐ 平良	☐ 紋別	
						☐ 沖縄	☐ 平安座	
							☐ 石垣空港	
(税関長・税関支署長・出張所長・監視署長) 殿								
申請者	(住所) (〒)			TEL				
	(氏名又は名称及び代表者名)			印				
代理人	(住所) (〒)			TEL				
	(氏名又は名称及び代表者名)			印				
関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項 地方税法第72条の103第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。								
納期限の延長を受けようとする特定月		平成 年 月 から 平成 年 月 までの各月		納期限の延長を受けようとする関税及び消費税・地方消費税の合計税額		円 ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額		
納期限の延長を受けようとする期間の末日		各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)						
提供した担保	提供年月日 平成 年 月 日		担保の種類 ☐ 保証人の保証 ☐ その他 ()			申請理由 ☐ 新規 ☐ 更新 () ☐ 追加 ()		
	担保の期間(債権発生期間) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			保証限度額 円				
※ 第 号 平成 年 月 日 関税等納期限延長(包括)通知書 関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。 印								

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税関官署である場合には税関別一括欄の全ての税関に、申請先が各税関の全ての官署である場合には税関別一括欄の該当税関にレ印をして下さい。
3. ※欄は記入しないで下さい。